

出勤簿処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

名古屋市人事委員会委員長 二 神 望

名古屋市人事委員会規則第9号

出勤簿処理規則の一部を改正する規則

出勤簿処理規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第37号中「子を養育するため」の次に「1日全く勤務しないとき又は」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。